

香川県条例第 1 号

香川県民の日条例

穏やかな気候と美しい瀬戸内海、緑あふれる県土に恵まれた私たちのふるさと香川では、創意工夫を生かした多様な産業が発展するとともに、道路、空港、港湾などの産業基盤や都市機能の整備を通じて、豊かな自然と都市の持つ利便性が調和した地域社会が築かれてきた。また、伝統工芸、民俗芸能、多様な食文化や芸術など、本県ならではの文化の継承と創造がなされ、遍路文化に培われたおもてなしの心を持つ温かい県民性が育まれてきた。

このような本県の魅力を県民一人一人が再認識し、ふるさと香川に対する思いを深める日として、香川県民の日を設け、県民が先人のたゆまぬ努力の成果を受け継いで、ふるさと香川に住み、ふるさと香川で活躍することができるよう、これからの本県の発展を期するため、この条例を制定する。

(香川県民の日)

第 1 条 県民の間に広く本県の自然、歴史、文化、産業等についての関心と理解を深めるとともに、より豊かで活力に満ちたふるさと香川を共に築き上げる気運の醸成を図るため、香川県民の日を設ける。

2 香川県民の日は、12月 3 日とする。

(事業の実施等)

第 2 条 県は、香川県民の日に関する広報活動を行うとともに、12月 1 日から同月 7 日までの期間には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

2 県は、前項の期間には、市町その他の団体によって香川県民の日の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう奨励するものとする。

(使用料等の免除)

第 3 条 香川県民の日には、公の施設の使用料及び利用に係る料金のうち規則又は教育委員会規則で定めるものを免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。